2. 特定保健指導 【法律で義務付けられた事業】

対象	40歳以上の被保険者(従業員)・被扶養者(ご家族)
概要	国が定める事業として、受診した「特定健診」(6ページ参照)の結果に基づき、生活習慣病の発症リスクを測り、年齢・リスクレベルに応じた生活習慣改善支援を実施。
実施方法	 【リスクレベル:動機づけ支援・積極的支援】 ・レベルに応じて、標準3ヵ月~6ヵ月の生活習慣改善支援プログラムに参加していただきます。 ・被保険者の方は所属事業所を通じて、被扶養者の方はご自宅へ、健康保険組合の委託先よりご案内いたします。

3. 歯周病検査

対象	被保険者(従業員)
概要	被保険者を対象として、歯周病検診を実施。 唾液を採取し、委託先へ送付。検査結果により歯周病の判定を行う。
実施方法	「郵送歯周病リスク検診」を実施。※歯科集団健診は廃止しました。 健康保険組合のホームページにて、申込サイトを開設(5月12日~9月末) 各個人にて申し込みを行っていただきます。 ※申込後、検体提出がされない方が増えてますのでご注意ください。

4. 生活習慣病の重症化予防

対象	被保険者(従業員) 【選定条件】 健診結果および、医療機関での診療実績を確認し、適切な診療・服薬、 生活習慣を行っていないと思われる方。
概要	適切な診療・服薬、生活習慣改善に関する支援プログラムに参加してい ただき、治療継続と生活習慣改善をサポートします。
実施方法	対象の方へ健康保険組合の委託先よりご案内をいたします。対象の方それぞれの状況により、タブレット端末を使用した面談、スマートウォッチでの管理、血糖値測定などを実施していただきます。